

水俣病に関する医療・福祉、地域づくり・情報発信、総合的な研究等の推進



環境省

【令和7年度要求額 1,740百万円（721百万円）】

水俣病対策を一層推進させるため、環境づくりや教訓の伝達・継承、水俣病に関する総合的な研究を充実します。

1. 事業目的

- ① すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を一層推進する。
- ② より客観的に評価できる手法を用いた健康調査の開始に向けた準備とともに、治療・診断を含めた水俣病に関する総合的な研究を一層推進する。

2. 事業内容

1. 医療・福祉及びもやい直し・地域振興に関する施策 1,048百万円（679百万円）
水俣病発生地域における医療・福祉対策、地域再生・融和（もやい直し）、地域振興・活性化を目指す多彩な活動を推進する。
2. 水俣病に関する総合的な研究の推進に関する施策 692百万円（41百万円）
より客観的に評価できる手法を用いた健康調査の開始に向けた準備とともに、治療・診断を含めた水俣病に関する総合的な研究を推進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接・間接補助（補助率8/10等）、委託事業
- 対象 地方自治体（補助）、民間団体（委託）等
- 実施期間 昭和46年度～

4. 令和7年度に取り組む事業

1. 水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業（水俣病被害者救済特措法36条1項）
水俣病被害者、家族、地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域の医療・福祉対策を推進
 - ・リハビリテーション事業の推進
 - ・福祉対策の推進、胎児性水俣病患者等の生活支援
2. 水俣病発生地域再生・融和推進事業（水俣病被害者救済特措法36条1項）
水俣病の発生により疲弊した地域社会の絆を修復、水俣病の経験と教訓を継承、環境学習を推進
 - ・もやい直しの推進（火のまつり、もやい祭り等）
 - ・環境学習、情報発信等の推進
（水俣病公式確認70年準備事業、新潟水俣病公式確認60年事業、水俣病の教訓の伝承、関係資料の収集・保存等）
3. 「環境首都水俣」創造事業（水俣病被害者救済特措法35条）
地域の振興と活性化を図るため「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を推進
 - ・護岸整備に伴う生態系に配慮した渚造成等整備
 - ・水俣環境アカデミアの活動支援
4. 水俣病に関する総合的な研究の推進

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部企画課特殊疾病対策室 電話：03-5521-8257